

Title	中国法から見た日本法の透明化：特定領域研究「日本法の透明化」国際民事訴訟法班・国際金融法班合同シンポジウム
Author(s)	松川, 正毅
Citation	阪大法学. 2010, 59(5), p. 165-166
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55221
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

中国法から見た日本法の透明化

——特定領域研究「日本法の透明化」
国際民事訴訟法班・国際金融法班 合同シンポジウム——

松 川 正 毅

中国法から見た日本法の透明化と題して、二〇〇八年三月九日（日）に大阪大学中之島センター九階会議室にて行われたシンポジウムの報告原稿を資料として以下に掲載する。一つは、韓大元教授（中国人民大学法學院常務副院長日本法研究所所長）の「日本法の透明化プロジェクトの中国における意義」であり、他の一つは楊東專任講師による（中国人民大学法學院日本法研究所事務局長）「東アジア法制調和と日本の対中法整備支援プロジェクト」である。お二人は日本法に造詣の深い研究者である。日本法のどのような領域に興味を持ち、そして研究対象と選定し、どのような観点から分析をなすのか知る上で興味深い論考であり、日本法の国際化に示唆するところ大である。

シンポジウムのテーマである透明化という言葉は不思議な意味を持っている。透明化には、見えやすくするという意味がある。日本では判例も学説も制度もみんなオープンにしているから問題なからうと考えてしまう傾向がある。しかし、国際的な通用力におとる日本語という言葉の制約により、日本法は外から見えにくく、この結果、興味をもたれることも少ない。このような中であって、日本法の理解を国際的に高めるにはどのようなことが必要なのであろうか。

もしも、言葉の制約をこえて透明化が実現すれば、互いによい影響を与えうるであろう。真の透明化の持つ力は計り知れないほど大きい。

法科大学院である高等司法研究科は、ガラス張りの新しい七階建ての建物に自習室や講義室がある。いろいろと見えずぎて困るのではないかという意見が多く寄せられたことがある。このような建物は、筆者が比較法研究の対象としているフランスでは、一昔前の建物に数多く見られる。パリの空港、ボルドーの裁判所などはガラス張りである。特に、裁判所では、裁判官の執務室が見え、執務の状況が自然と目に入る。市民のアパートであれば、カーテンのない窓が非常に多い。中で営まれてる私生活が外から見える。外を見てる窓の中もまた向こうから見えている。幸せそうな家庭であるのかも分かる。これがまたヨーロッパの面白いところだと思う。見るほうは自分の興味のあるものを見ていく。そして、私生活の中で営まれてる雰囲気伝わってくる。きれいな部屋だなどという印象や、楽しそうな団欒のひとときが伝わってくる。また、家具とか明かりなど、興味があればそれに目が行く。これは、まさしく個人主義の原点の一つと思われる。

日本法の透明化によって、何を外から見るとか。また、私たちは何を見てもらうのか。何を伝えることができるのか。透明化することによって見せるほうも高めることになる。見るほうにも、その興味の視点とその質的な高さということが、自ずと問われるようになってくると思う。この意味で、まず透明化をはかるということは、相互理解、学問への第一歩である。そこから自由で責任ある行動が生まれてくると思う。また、場合によっては、改善が図られて行く。

透明化の効用は計り知れないものがある。わが国では、判例が、法律が公にされている。これではたして透明化が実現しているかどうか、わが国は真に反省しなければならないと思う。国際的な視点からは、言葉というカーテンがかけられているのではなからうか。他に、透明化を阻害するものはありやしないか。

本当の意味の日本法の透明化に向けて進むことの必要性について、以下の論考は、何をなすべきかを含めて、私たちに考える契機を与えてくれるものと思う。